

小規模多機能型居宅介護費〈利用者への直接的なサービスに関する項目〉

1. 手厚い人員配置に対する評価

◎ 看護職員の配置に対する評価

【板橋区（東京都）】（平成21年10月～） ○ 当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従事者の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。（ただし、看護職員配置加算（Ⅰ）または看護職員配置加算（Ⅱ）を算定している場合は、本基準は算定しない。）	300単位
--	-------

【笠岡市（岡山県）】（平成21年10月～） ○ 看護師及び准看護師を常勤換算方法で1以上配置している。（看護師配置加算を算定する場合は加算対象からはずす。）	100単位
--	-------

◎ 介護従業者の人員配置基準以上の配置に対する評価

【静岡市（静岡県）】（平成21年4月～） ○ 重度者への対応のため、通いサービスの基準以上（常勤換算1人以上）の介護職員を配置すること。	300単位
--	-------

【笠岡市（岡山県）】（平成21年4月～9月） ○ 日中の職員配置が配置基準以上の職員を配置している。（常勤換算方法で1人以上）	300単位
---	-------

【御坊市（和歌山県）】（平成21年10月～） ○ 日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で1を加えた数以上の介護従業者を配置している。	300単位
--	-------

◎ 認知症関連研修修了者の配置に対する評価

【足立区（東京都）】（平成21年4月～） ○ 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。	300単位
---	-------

【文京区（東京都）】（平成21年10月～） ○ 算定月の前月において、次のいずれにも該当すること。 ① 認知症介護実践リーダー研修を修了した常勤かつ専従の介護従業者を1人以上配置すること。 ② 認知症介護実践者研修修了者を2人以上配置すること。	300単位
--	-------

【板橋区（東京都）】（平成21年10月～） ○ 認知症介護実践リーダー研修・認知症介護指導者養成研修・認知症介護実務者研修専門課程のいずれかを修了している者を1名以上配置していること。 または、認知症介護実践者研修・認知症介護実務者研修基礎課程のいずれかを修了している者を3名以上配置していること。	200単位
--	-------

【笠岡市（岡山県）】（平成21年10月～） ○ 認知症介護実践者研修（旧基礎課程含む）を修了した介護従事者を5人以上配置している。	100単位
---	-------

◎ 有資格者の配置及び勤務体制に対する評価

【沼田市（群馬県）】（平成21年4月～） ○ 介護従業者の総数のうち、介護職員基礎研修を修了した者、訪問介護員養成研修1級又は2級課程を修了した者の占める割合が50%以上である。	300単位
---	-------

【藤沢市（神奈川県）】（平成21年4月～） ○ 小規模多機能型居宅介護事業所における従業者のうち勤続1年以上の職員の割合が、常勤換算方法で90/100以上いること。	100単位
--	-------

<p>【練馬区（東京都）】（平成21年10月～）</p> <p>○ サービス提供体制強化加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをいずれも算定していない場合であって、つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定していること。</p> <p>② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に関催していること。</p> <p>③ 小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師である者を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。</p>	200単位
<p>【高松市（香川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p> <p>① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上である場合</p> <p>② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上である場合</p> <p>③ 看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が30%以上である場合</p>	200単位 200単位 200単位
<p>【高松市（香川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ サービス提供体制強化加算Ⅱを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p> <p>① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合</p> <p>② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が80%以上である場合</p> <p>③ 看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が30%以上である場合</p>	200単位 200単位 200単位
<p>【高松市（香川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ サービス提供体制強化加算Ⅲを算定している場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p> <p>① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合</p> <p>② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上である場合</p> <p>③ 看護・介護職員の総数のうち、継続年数3年以上の職員の割合が50%以上である場合</p>	200単位 200単位 200単位
<p>【高松市（香川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ サービス提供体制強化加算のいずれも算定していない場合であって、次に掲げる要件に該当するにそれぞれ算定する。</p> <p>① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が30%以上40%未満である場合</p> <p>② 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が50%以上60%未満である場合</p>	200単位 200単位 200単位
<p>【御坊市（和歌山県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合であって、なおかつ、介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である。</p>	300単位
<p>【笠岡市（岡山県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 介護従事者（看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、訪問介護員養成研修1級又は2級課程を修了した者、介護職員基礎研修を修了した者、介護福祉士の占める割合が65%以上であること。（サービス提供体制加算Ⅰを算定する場合については、介護福祉士数を総数及び資格者総数からはずす。）</p>	300単位

2. 認知症高齢者の受け入れに対する評価

<p>【沼田市（群馬県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 要介護3以上に該当し、認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者を受け入れている。（対象者加算）</p>	200単位 (対象者加算)
<p>【足立区（東京都）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く）と判定された利用者を受け入れていること（当該要件の対象者のみ）。</p>	300単位 (対象者加算)
<p>【富士市（静岡県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 認知症高齢者等の日常生活自立度がⅡの利用者（認知症加算（Ⅱ）対象者を除く）を受け入れていること。</p>	300単位 (対象者加算)
<p>【笠岡市（岡山県）】（平成21年4月～9月）</p> <p>○ 認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く）を受け入れている。</p>	300単位 (対象者加算)

※他5市町村で同様の認定を実施

3. その他

◎ 訪問機能の強化に向けた取組等に対する評価

<p>【練馬区（東京都）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 訪問サービスの提供に当たる介護従業者を常勤換算で1.5名以上配置していること。</p>	300単位
<p>【名古屋市（愛知県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 訪問サービスに主に従事する介護従業者を配置するとともに、小規模多機能型居宅介護計画に通いサービス及び訪問サービスが計画されていない日において、電話による安否確認の実施により在宅での生活の支援を行った場合。</p>	200単位

◎ 状態の改善に至ったサービスの提供に対する評価

<p>【藤沢市（神奈川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 6か月以上登録している利用者であって、充実した小規模多機能型居宅介護計画に基づいて提供されたサービスにより、認定更新等の結果、要介護状態の区分が軽くなった者であること。（対象者加算）</p>	300単位 (対象者加算)
---	------------------

◎ 重度の要介護者の受入れに対する評価

<p>【和歌山市（和歌山県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 独自報酬算定月の前月において、次に掲げる基準に該当すること (1) 要介護度4、5の利用者を全登録者の2割以上受け入れていること。</p>	200単位
--	-------

◎ サービスの質の向上に向けた取組等に対する評価

<p>【藤沢市（神奈川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復士、あん摩マッサージ師）又は音楽療法士を配置しており、利用者に対する栄養相談、レクリエーションメニュー等の策定に携わっていること。</p>	200単位
<p>【神戸市（兵庫県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 市が関与する中で、小規模多機能型居宅介護の事業者が事業者団体を組織し、定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議や研修会等を開催して、運営状況の報告や意見交換を行うと共に、事業やサービスに関する事例研修等に参加して事業者間の連携やサービスの質の向上を図っていること。</p>	200単位
<p>【高松市（香川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 2ヶ月に1回他の事業所との間で意見交換や事例検討、人事交流を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図っていること。</p>	200単位 (対象者加算)
<p>【名古屋市（愛知県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 栄養士、機能訓練指導員、歯科衛生士を配し、利用者に対する栄養指導、機能訓練、口腔機能の維持・向上等に関する指導を行った場合。</p>	200単位
<p>【名古屋市（愛知県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 算定月の前1年の間において、1回以上、利用者や家族に対してアンケート調査を実施し、提供するサービスに関する満足度の把握を行うとともにその結果を公表し、サービスの改善に向けた課題を職員が話し合う場を1ヶ月に1回以上設け、その内容を運営推進会議に報告していること。</p>	200単位

小規模多機能型居宅介護費〈地域への貢献等に関する項目〉

◎ 地域住民との交流に対する評価

<p>【沼田市（群馬県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けている。併せて地域住民との交流を図るため、地域住民が参加できる行事を月に1回以上開催している、または地域で開催される行事に月に1回以上参加している。</p>	200単位
<p>【新宿区（東京都）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること（1月に1回以上地域住民も参加する事業の開催など）</p>	200単位
<p>【藤沢市（神奈川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 「地域の自治会町内会に加入」及び「こども110番」に登録し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組み（3箇月に1回の世代間交流イベント等の開催及び定期的に広報誌を発行し町内会等に回覧）を設けていること。</p>	200単位
<p>【相模原市（神奈川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 3月に1回以上家族でない地域住民と交流する行事を事業所が主催の下に開催し、かつ、1月に1回以上地域住民にサービスの提供状況や活動状況等を公表すること。</p>	200単位
<p>【静岡市（静岡県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）</p>	300単位
<p>【和歌山市（和歌山県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれの基準にも該当すること</p> <p>（1）地域住民を対象とした介護教室など登録者でない地域住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる行事等を開催していること。</p> <p>（2）地域の集まりである自治会、婦人会、老人クラブ等や地域の活動である夏祭り、清掃活動、通学児童の見守り等に積極的に参加をおこなっていること。</p>	200単位
<p>【神戸市（兵庫県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができること及び登録者が地域住民主催の行事に参加することができる仕組みを設けていること（1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）。</p>	200単位
<p>【高松市（香川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 地域住民と合同での行事または介護教室を月1回以上開催し、地域との連携を図ること</p>	100単位
<p>【文京区（東京都）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 算定月の前2月間において、次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告すること。</p> <p>② 地域住民が参加できる行事を1回以上開催すること。</p>	200単位
<p>【板橋区（東京都）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 前年度の実績として、利用者と地域住民との交流を中心とした、地域ボランティアを年4回以上受入れていること。</p> <p>または、地域住民と合同での行事を年4回以上開催していること。</p> <p>または、地域住民及び利用者の家族向けの介護教室を年4回以上開催していること。</p>	200単位

<p>【練馬区（東京都）】（平成21年10月～）</p> <p>○ つぎの①および②または③に該当すること。</p> <p>① 算定月の前2月において、運営推進会議を1回以上開催し、運営状況を報告するとともに、他の事業者との間で意見交換を行う場を設けるなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>② 算定月の前2月において、1回以上地域住民も参加する行事を開催し、登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。</p> <p>③ 算定月の前1年において、地域住民を対象に、自主事業として、認知症サポーター養成講座や介護者教室、またはそれに類似する介護者支援事業を3回以上実施していること。</p> <p>※ 新たに加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも2月（③の場合は1年）以内に実施することが計画されていることをもって足りるものとする。</p>	300単位
---	-------

<p>【名古屋市（愛知県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 算定月の前月において、1月に1回以上、地域住民も参加する行事を開催するなど、登録者でない地域の住民も気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みが設けられ、地域住民との交流が図られている。</p>	200単位
---	-------

<p>【御坊市（和歌山県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けており、算定月の前月において、地域住民が参加できる行事を月に1回以上開催している、または地域で開催される行事に月に1回以上参加している。</p>	200単位
--	-------

◎ 地域の支援体制強化に対する評価

<p>【藤沢市（神奈川県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ キャラバンメイト養成研修を受講した者を中心として、認知症の人やその家族を支援するための介護教室を年2回以上実施している又は実施を予定していること。</p>	200単位
---	-------

<p>【富士市（静岡県）】（平成21年4月～）</p> <p>○ 利用者のケアマネジメントにセンター方式（認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式）を活用し、ケアを実施していること。ただし、初期加算が算定されている間は、算定しない。（対象者加算）</p>	200単位 (対象者加算)
--	------------------

<p>【笠岡市（岡山県）】（平成21年4月～9月）</p> <p>○ 地域ボランティアの受入れや地域・登録利用者家族等の介護相談及び介護サポーターの養成のための研修会を2月に1回以上開催されており、地域支援体制が確保されている。</p>	200単位
--	-------

<p>【練馬区（東京都）】（平成21年10月～）</p> <p>○ つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① 算定月の前1年において、地域の町会・自治会、学校応援団の活動、福祉の体験学習の受け入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>※ 新たに加算を算定しようとする場合にあつては、少なくとも1年以内に参加することが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>② 算定月の月末において、ひまわり110番（こども110番）に登録し、地域における児童、生徒の緊急避難所となっていること。</p>	200単位
--	-------

<p>【名古屋市（愛知県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 算定月の前月において、介護相談窓口の設置、介護教室の開催、「こども110番の家」への登録など地域生活を支援する体制が作られている。</p>	200単位
--	-------

<p>【笠岡市（岡山県）】（平成21年10月～）</p> <p>○ 算定月の前2月間において、次のいずれかに該当していること。</p> <p>① 地域ボランティアの受入れを実施している。</p> <p>② 地域住民又は登録者の家族等に対する介護相談の場を設けている。</p> <p>③ 介護サポーター養成のための研修会を開催している。</p>	200単位
---	-------

8. 福祉用具について

(1) 福祉用具貸与における保険給付の適正化について

福祉用具の貸与における価格の適正化については、社会保障審議会介護給付費分科会の審議報告を踏まえ、国民健康保険中央会のご協力のもと、国保連合会介護給付適正化システムを改修し、新たに検索条件等の拡充を行ったところであり、これを踏まえ、都道府県・市町村に対し、競争を通じた価格の適正化を推進するよう介護給付費通知を発出するなど、同システムの積極的な活用を要請したところである。

(「国保連合会介護給付適正化システムの改修における福祉用具の介護給付の適正化の推進について」平成21年6月17日付事務連絡)

先般、同システムの活用状況について、各市町村に対して調査を実施したところ、約45%の市町村については、同システムを活用の上、介護給付費通知を発出若しくは発出予定であり、更に25%の市町村が検討中となっている。

今後とも利用者等に対し価格も含めた適切なサービスを提供できるよう都道府県・市町村におかれては、同システムを積極的に活用いただくよう引き続きお願いするとともに、介護給付費通知を発送する際は、居宅介護支援事業所等関係機関・関係団体に予め周知等いただき、円滑に普及が促進されるようお願いする。

なお、福祉用具における保険給付のあり方については、平成21年8月7日に第4回「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」を開催し、今後の議論に資する福祉用具サービスの実態に関する調査の内容についてご審議いただいたところである。

現在、調査結果を取り纏めているところであり、当該調査の結果を踏まえ、次期報酬改定に向けて引き続きご審議いただく予定である。

【平成21年介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）】（平成20年12月12日）

Ⅱ 各サービスの報酬・基準見直しの基本方向

7. 福祉用具貸与・販売

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進するため、製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とするなど、都道府県、市町村の取組を支援する。

また、福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行い、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、引きつづき議論・検討を行い、早急に必要な対応を行う。

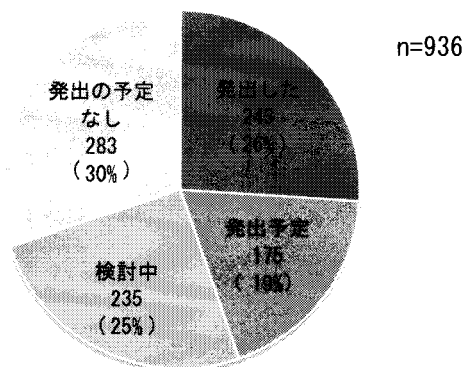
○介護給付適正化システムに関する活用状況について

平成 21 年 12 月 1 日付事務連絡『介護給付適正化システムの活用状況に関する調査について』の集計結果（平成 21 年 12 月 1 日時点）

①適正化システムを利用した給付費通知について

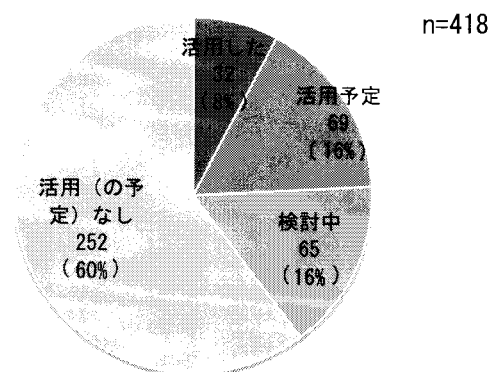
給付費通知発送状況

（介護給付費適正化システムを利用しての実施有無）

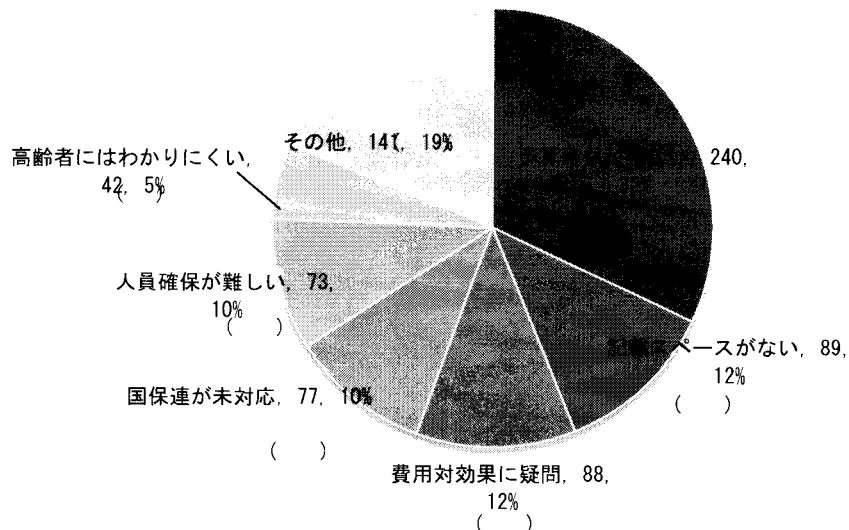


拡充機能活用状況

（発出したもしくは発出予定のうち、拡充した機能を活用したかどうか）



②介護給付費通知を実施するにあたっての課題（複数回答あり）



③給付費通知以外に実施している適正化事業があるか

- 説明会・研修等の実施
 - 分布図等のホームページ掲載
 - 利用者へのアンケート調査
- など

(2) 福祉用具の安全性の確保について

ア 福祉用具の臨床的評価事業の実施について

福祉用具の安全性・利便性については、今年度より利用者及び臨床場面を想定した「製品の利便性」(＝使い勝手)について評価を行う福祉用具臨床的評価(安全性・操作性・機能性等)事業を実施しており、(財)テクノエイド協会へ申請された福祉用具について、当方より委託した評価機関において評価を実施し、結果を公表することとしている。

今年度は、車いす・電動車いす・在宅介護用ベッドについて評価対象としているが、安全性・操作性の高い福祉用具の普及を図る観点から、今後も、新たな福祉用具を評価の対象とすべく基準を策定するよう、平成22年度においても関係予算(案)を計上しているところであるので、都道府県・市町村においては、安全に利用されるための参考とされたい。

イ 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故について

消費生活用製品の使用により、死亡、重傷、火災等の事故が生じた場合には、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、消費者庁より公表されているところであり、当方としても、適切な福祉用具の利用が促進されるようその都度、情報をメールにて都道府県・市町村・関係団体へ提供しているところである。

先般、当方からの情報提供を踏まえ、各都道府県・市町村の事故情報に関する対応状況について調査を実施したところ、都道府県の約9割が事故情報の提供・HPの掲載等何らかの対応を行っており、市町村においては約4割が対応を行っていた。また、これらの都道府県・市町村のうち、管内の福祉用具貸与事業所や居宅介護支援事業所等への情報提供を実施しているものについては、都道府県の約6割、市町村の約8割であった。

事故に関する情報については、再発防止に資する観点から、すべての福祉用具貸与事業所や居宅介護支援事業所等に認識いただくことが重要であり、実施に

いたっていない自治体においては、管内の自治体間と協議の上、周知いただくよう徹底をお願いします。当方としても、今後も、事故防止のために関係省庁と連携しつつ、販売メーカーや福祉用具貸与事業所等も含め一体となって取組んでまいりたい。

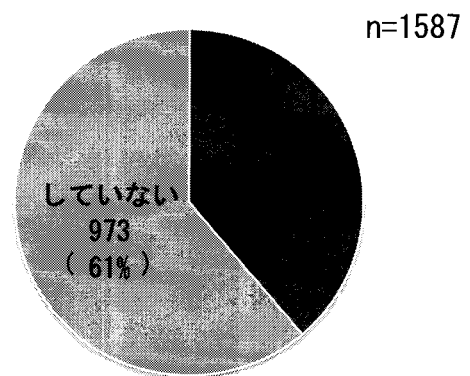
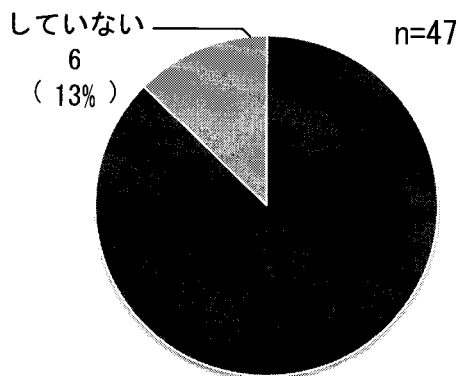
○福祉用具の重大製品事故に関する対応状況について

平成 21 年 12 月 1 日付事務連絡『福祉用具の重大製品事故にかかる取組状況に関する調査について』の集計結果（平成 21 年 12 月 1 日時点）

都道府県

市町村

①事故情報を関係機関等へ適宜情報提供しているか。



②情報提供方法（複数回答あり） n=41

方法	実施数	割合
通知・メールを送付	23	56%
ホームページに掲載	31	76%
ホームページ掲載のみ	16	39%
電話	0	0%
その他	4	10%

n=614

方法	実施数	割合
通知・メールを送付	485	79%
ホームページに掲載	58	9%
ホームページ掲載のみ	39	6%
電話	30	5%
その他	105	17%

③情報提供先（複数回答あり） n=41

方法	実施数	割合
用具貸与・ケアマネ事業所	21	51%
用具貸与事業所	13	32%
ケアマネ事業所	1	2%
どちらも送付	7	17%
その他の事業所	5	12%
介護保険施設	11	27%
利用者	0	0%
その他	12	29%

n=614

方法	実施数	割合
用具貸与・ケアマネ事業所	466	76%
用具貸与事業所	43	7%
ケアマネ事業所	277	45%
どちらも送付	146	24%
その他の事業所	187	30%
介護保険施設	200	33%
利用者	12	2%
その他	53	9%

(3) 福祉用具の研究開発について

独立行政法人福祉医療機構の長寿・子育て・障害者基金は、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」とされたところである。

これに伴い、同基金から（財）テクノエイド協会に対し交付を行い実施してきた福祉用具の研究開発に対する助成事業については廃止する一方、平成22年度においては「社会福祉振興助成費補助金」を新たに創設し、直接、福祉医療機構において福祉用具の研究開発に対する助成を、引き続き実施することとしているので、積極的な活用をお願いするとともに、具体的な実施方法については今後の動向に留意願う。

なお、既に（財）テクノエイド協会において受付を行っている22年度分の交付要望については、同補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととし、既に提出した助成金交付要望を取下げ、あるいは要望内容を変更して、社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない取扱とする予定であるので、管内の社会福祉法人、特定非営利活動法人等に周知方をお願いする。

9. 介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しについて

介護保険制度に係る書類・事務手続については、これまで制度改正や報酬改定が重なったこともあり、書類作成や事務手続が煩雑で、関係者の負担となっているとの意見があることから、現在、その見直しを行っているところである。

(1) 意見の募集について

平成22年2月3日付け事務連絡「介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しに関するご意見の募集について」（厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課連名）において示しているとおり、まず、厚生労働省ホームページの意見募集のページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/index.html>）において、自治体、利用者、事業者、従事者等関係者の意見について、平成22年3月31日まで幅広く募集しているところである。

なお、保険者事務等については、平成22年2月12日付け事務連絡「介護保険制度の保険者事務等に係る簡素合理化に関する意見聴取について」（厚生労働省老健局介護保険計画課）において示しているとおり、別途、事務負担の軽減について意見を募集しているところであり、どちらの方法で提案していただいても差し支えない。

(2) スケジュールについて

(1) で提出された意見等について、書類・事務手続の削減等が可能な部分について検討し、今年中盤以降、見直し可能な部分について随時実施していく予定である。

10. 介護サービス情報の公表制度の適正な運用等について

(1) 情報公表制度の活用促進等について

- 情報公表制度は、利用者のニーズに合ったより適切な介護サービス・事業所の比較検討、選択を支援等する制度であり、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。

- その取組の一環として、現在、介護サービス情報公表支援センターにおいて利活用促進に向けた有識者等による研究会を開催しており、以下の事項について議論を行っているところ。年度内には研究会の結論がとりまとまる予定であり、その結果を踏まえ、今後の利活用方策の方針及び具体的計画を介護サービス情報公表センターから制度推進協議会を通じて提示する予定であるのでご了知願いたい。

(参 考) 利活用促進等研究会における検討事項

(1) 情報の公表方法の検討

ア インターネットに馴染みのない利用者への支援等、インターネット以外での情報公表の検討

イ 現行の公表システムの利便性の向上等インターネットの利用促進の検討

(2) データベースとしての活用検討

情報公表制度の情報を、データとしてNPO法人や調査研究等に提供することにより、データの分析や研究に活用され、その結果が公表されることによる効果が期待されることから、データ提供のルール等についての検討

(3) その他

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所での利活用促進

企業等（健保保険者）における活用 など

- また、各都道府県における普及啓発の取組状況等について、当課において調査を行い、その結果について一覧として担当部局宛に送付させていただいたところ。
今後とも各都道府県の状況を定期的に把握させていただくとともに、先駆的な事例等があればフィードバックさせていただくこととしているので、各都道府県に

においては、引き続き、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。

- また、既に担当者宛に連絡したとおり、介護・福祉に関する指標の一つとして介護サービス情報の公表制度に係るアクセス数をその指標として設定し、定期的にその現状を把握することとしているところ。
- 現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、アクセス数自体は次第に増えてきているものの、都道府県間で乖離が大きい状況であり、アクセスの低調な県（約1百件／月）も散見される場所である。

(参考：介護サービス情報公表サイトのアクセス数（平成21年10月分）)

・全国合計	→	約299千件
・全国平均	→	約6千件／県
・最も多い県	→	約55千件／県
・最も少ない県	→	約1百件／県

- 引き続き都道府県におかれては、利用者等への普及啓発イベント、県の広報誌での紹介、介護支援専門員向け研修での説明など、さまざまな手法で利用者及び介護支援専門員などに対し、制度の普及啓発に努めていただきたい。

(2) 手数料の適切な検証・見直し等について

ア 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、各都道府県において事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の情報公表制度に対する理解を深めていただくことが望ま

しい旨、施行時より累次要請してきているところであるが、引き続き、各都道府県等のホームページ等を活用して、より分かりやすい形で積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて的確な対応をお願いしたい。

イ 手数料の適切な検証、見直し（手数料設定の創意工夫等）について

- 手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者等からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、管理、運営事務の実態について十分に検証し、対外的にも理解が得られる水準及び設定方法となるよう、各都道府県において取組いただいているところ。
- 昨年9月時点の手数料設定の状況を見ると、ほとんどの都道府県で見直しに向けた取組が行われた結果、前年度と比べて全国平均で約1万円近く金額が下がった状況である。
- 今後とも、事業の運営状況について毎年公表等を行っていただくとともに、管理、運営事務の実態について十分に検証し、対外的にも理解が得られる水準及び設定方法となるよう、継続した取組をお願いしたい。
- また、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定するなど、手数料設定の創意工夫等についても積極的に取り組んでいただくよう強く願います。

(3) 調査員の行う調査事務等の適切な実施について

- 調査員の質の確保については、厚生労働省としても、今後とも検討すべき重要な課題と考えているが、都道府県においても、調査員の資質の均一性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対して、調査事務に関して知り

得た秘密保持義務（法第115条の38）をはじめとする必要な指導の徹底をお願いするとともに、引き続き介護事業者に情報公表制度に対する理解を促す観点から、調査時における介護事業者に対する制度の趣旨・目的等についての丁寧な説明をあらためてお願いする。

○ 調査における重要な点は、

- ① 情報の根拠となる事実の有無を確認すること、
 - ② 確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこと、
- 等であり、あくまでも確認が主たる仕事であることを徹底していただきたい。

○ また、介護事業者からの報告の受理に当たっては、公表センターにおいて、介護事業者が報告するサービス情報について報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしているが、未だ未記入事項等により、利用者が適切に情報を得ることができない状況となっている事例があることから、情報公表制度の信頼性を確保するためにも、公表センターにおける報告の受理に当たっては、的確に報告内容を確認の上、受理されるようお願いする。

（４）調査員指導者養成研修の実施等について

ア 調査員指導者養成研修の実施について

これまで追加施行サービスに係る項目の指導を主たる目的として、各都道府県の調査員の養成に当たる指導者の研修を介護サービス情報公表支援センターにおいて実施してきたところ。

来年度に追加となるサービスがないため、毎年３月に実施してきた調査員指導者養成研修は実施しない予定であるが、各都道府県における調査員の質の確保の観点から、調査員指導者研修の実施要望もあることから、次年度以降、介護サービス情報公表支援センターにおいて研修内容を再整理した上で、実施に向けた検討を行う予定である。

また詳細が決まり次第、担当者宛に提示する予定であるので御了知願いたい。

イ 調査員養成研修について

訪問調査に関して、平成21年度より、調査員1名以上に改めたこともあり、調査員の質の確保については、厚生労働省としても、今後とも検討すべき重要な課題と考えているが、都道府県においても調査員の資質の均一性について、あらためてご留意いただき、調査員が1名の場合であっても、円滑な調査が行われるよう、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をするとともに、既存の調査員についても適宜、追加の研修を行うなど、調査員としての質の確保を図るようお願いしたい。

(5) 国庫補助事業について

- 介護サービス情報の公表制度支援事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、
 - ① 介護サービス情報公表システムのソフトウェア更新経費
 - ② 情報公表制度の普及・啓発等に必要な経費を国庫補助するものであり、平成22年度においても継続する予定である。

- 事業の実施主体については、平成22年度においても、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとする予定であり、積極的に活用願いたい。

- 「介護サービス情報の公表」制度推進事業（介護サービス適正実施指導事業のメニュー事業）については、行政刷新会議の判定結果を踏まえ検討を行った結果、今後、本制度の利活用の事例や具体的方策を示すことにより、引き続き、運営の改善を図るものとするが、平成22年度より当該補助事業については廃止することとしたので御了知願いたい。

1 1. 離島等サービス確保対策事業について

本事業は、介護保険サービスの確保が困難な離島や山間等の過疎地域において、当該地域の特性に応じた施策を実施することにより、介護保険サービス提供体制の充実を図ることを目的として事業を実施してきたところである。

現在、介護人材の確保は深刻な問題となっており、政府全体をあげて対策に取り組もうとしている中で、離島等地域における介護人材の確保の問題についても引き続き、国・都道府県・市町村が互いに責任を持って検討していく必要があることから、特に離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点化する方向で事業内容の見直しを行った上で、新たに介護給付適正・適切化推進特別事業のメニューとして予算を計上することとしたので、各都道府県においてはその旨御了知の上、引き続き離島等における介護サービス供給体制の確保にご活用願いたい。

1 2. 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの改修について

標記システムについては、本年度、LGWAN完全対応のための改修を行っており、また、同時に、欠格該当事業者の管理及び介護支援専門員の管理に係る機能の改修も行っている。このうち、LGWAN完全対応のための改修に伴い、本システム用に各都道府県が設置しているサーバについて、ネットワーク接続及びソフトウェアを変更する必要があるため、3月中に、これらに係る手順書その他一式を各都道府県担当課あて送付予定である。改修の詳細については、その手順書等を参照されたい。

なお、手順書は、専門的な知識がない担当者であっても、示された手順に従って作業すれば、変更作業が可能となるものを作成するので、この作業において特別な費用が発生することは想定していない。

13. 高齢者の生きがいと健康づくりについて

(1) 老人クラブについて

ア 老人クラブの重要性

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めてきたところである。

その取組内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、平成17年に広島県や栃木県で発生した児童をめぐる痛ましい事件を背景に、全国規模で地域の見守り活動を展開するなど、その活動は、今や地域の担い手として欠くことができないものであると認識しているところである。

また、老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、厚生労働省としても高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、その活動に対して引き続き支援していくこととしているところである。

イ 平成22年度予算(案)

平成20年度予算において、老人クラブ活動等の促進を図るため、老人クラブ関連事業を拡充、整理し、その活用促進を図ったところであるが、平成22年度予算(案)においては、過去の執行実績等を踏まえ、27.6億円を計上しているところである。

なお、市町村老人クラブ連合会は、個々の単位老人クラブと連携し、より実効性が高まる活動(例：市町村を挙げて取り組む環境美化や防犯・防災活動など)を展開するとともに、高齢者を取り巻く悪質商法被害の予防や交通事故防止等の安全対策に対する意識啓発など、行政と一体となった情報伝達機能も有し、単位老人クラブ活動と地域社会をつなぐ牽引役を担っているところである。

したがって、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただくとともに、所要の財源措置等に御配慮願いたい。

(2) 長寿社会開発センター関係事業について

ア 明るい長寿社会づくり推進機構について

47都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」は、従来より高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため①組織づくり、②人づくり、③気運づくりを積極的に推進してきたところであり、特にねんりんピックの開催にあたっては選手派遣等において御尽力いただいているところである。

今後はこれらに加え、老人クラブ連合会や高齢者の生きがづくり、健康づくり関係団体などとの連携促進を積極的に図っていくことにより、県内の団塊の世代等の生きがづくりや健康づくりを推進するにあたっての中核機関として位置づけていただくとともに、その事業推進に支障が生じないよう各都道府県においては所要の財源措置にご配慮願いたい。

イ 独立行政法人福祉医療機構が行う長寿・子育て・障害者基金の廃止について

当該基金については、行政刷新会議の事業仕分けにおける「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金の全額を国庫に返納することとされたところである。

これに伴い、平成22年度以降においては「社会福祉振興助成費補助金」を創設し、福祉医療機構において直接、事業を実施するとともに、新たな政策課題への対応ができるよう事業内容を見直すこととしたところであり、これまで(独)福祉医療機構が行う長寿・子育て・障害者基金の交付を受け、長寿社会開発センターが、高齢者の生きがい健康づくりを実施する民間団体に対して実施してきた助成事業についてもこれを廃止することとしたところである。

一方、これらの民間団体が実施する事業については、来年度創設される「社会福祉振興助成費補助金」において助成対象となる予定であることから、管内の社会福祉法人、特定非営利活動法人等に周知方をお願いしたい。

なお、廃止する長寿・子育て・障害者基金の助成事業に係る平成22年度分の交付要望を提出済のその他の事業については、当該補助金の助成要望があったものとみなして取り扱う予定であるので、併せて周知願いたい。

(3) 「元気高齢者支援対策事業」及び「高齢者地域活動推進者養成支援事業」について

標記事業については、平成22年度予算(案)においてはこれを計上しないこととしたところであるが、国庫補助事業として実施してきた間に収集した元気高齢者支援策に係る先駆的な取組事例や、高齢者地域活動推進者の養成に必要な研修の骨子、プログラム等の情報について、今後、お示しする予定であるので積極的にご活用願いたい。

(4) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

ア ねんりんピックへの積極的な取組みについて

今年度は昨年9月5日から8日まで「ねんりに 夢を大志を 青春を」をテーマに第22回北海道・札幌大会を、常陸宮両殿下をお招きして開催した。予選会や選手団の派遣等に当たって都道府県、指定都市の方々にはひとかたならぬ御支援、御尽力をいただいたところであり、この場をお借りして御礼申し上げる。

高齢者の社会参加、健康づくり及び地域間、世代間の交流は活力ある長寿社会の形成に今後とも欠くことのできない重要な課題である。各自治体においては、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等各種イベントにできるだけ多くの高齢者の方々が参加できるよう、「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」や各種団体とともに参加の機会の確保について特段の御配慮をお願いする。

また、多くの自治体にあっては地方版ねんりんピックの開催に御努力されていると承知しており、健康増進、文化活動の推進を図る観点から引き続き積極的な取組みについても御配慮願いたい。

イ 第23回いしかわ大会（ねんりんピック石川2010）

- ・テーマ 光る汗！ 輝くいしかわ 笑顔の輪
- ・期 日 平成22年10月9日(土)～10月12日(火)
- ・会 場 金沢市をはじめ13市町

選手募集については、「第23回全国健康福祉祭いしかわ大会の概要(参考資料)」を参照されたい。また、できる限り多くの選手が参加できるよう管内関係機関への周知について御協力いただきたい。

ウ 今後の開催予定

- 第24回（平成23年度） 熊本県
- 第25回（平成24年度） 宮城県、仙台市
- 第26回（平成25年度） 高知県
- 第27回（平成26年度） 栃木県
- 第28回（平成27年度） 山口県
- 第29回（平成28年度） 長崎県

開催地が決定又は内定している自治体にあつては、今後、開催期日等の内容を決定する際には、例年、介護支援専門員実務研修受講試験を10月の第4日曜日に実施していること等を勘案の上、日程等を調整されたい。

○第23回全国健康福祉祭いしかわ大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会 期 平成22年10月9日(土)～10月12日(火)

2 募集チーム数等

(1) スポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
卓 球	60歳以上	チーム8人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
テ ニ ス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男4・女2]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトテニス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ソフトボール	同 上	1チーム15人以内 ※チームは男性で編成 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゲートボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手5[女2～4]、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：3チーム、都：6チーム	同 上	同 上
ペ タ ン ク	同 上	1チーム4人以内 (監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
ゴ ル フ	同 上	1チーム3人 (ハンディキャップ25以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円 (グリーン代は別途)	同 上
マ ラ ソ ン	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人)	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
	一般・小中学生以上	別途定める	別途定める	公 募
弓 道	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手5[女1以上]、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
剣 道	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上

* 石川県の募集チーム数等は別途定める。

(2) ふれあいスポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
クラウン・ゴルフ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
なぎなた	同 上	1チーム5人以内 (監督1、選手3、登録選手4以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
太 極 拳	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手6～7) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上

* 石川県の募集チーム数等は別途定める。

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
ソフトバレーボール	60歳以上	1チーム9人以内 (監督1、選手8〔男女各3以上〕、登録選手8以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
サッカー	同 上	1チーム20人以内 (監督1、選手11、登録選手19以内) 各都道府県・政令指定都市：計54チーム	同 上	同 上
水 泳	同 上	各道府県・政令指定都市：8人〔男4・女4〕 都：16人〔男8・女8〕	同 上	同 上
ダンス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、スタンダード・ラテンの部各2組以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム 都：2チーム	同 上	同 上
ラケットボール	同 上	1チーム25人以内 (監督1、選手15、登録選手24) 各都道府県・政令指定都市：計34チーム	同 上	同 上
マレットゴルフ	60歳以上	各道府県・政令指定都市：6人、都：12人	同 上	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
	一般：制限なし	別途定める	別途定める	公 募

* 石川県の募集チーム数等は別途定める。

(3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ ー ム 数 等	参加費	募集方法
囲 碁	60歳以上	1チーム3人(男2・女1) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将 棋	同 上	1チーム3人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
俳 句	募集句 60歳以上 60歳未満	60歳以上の部、60歳未満の部(全国公募) ※1人2句以内(当季雑誌)の投句	無 料	事前募集
	当日句 制限なし	当日参加者から募集 ※1人2句以内(囀日)の投句		当日募集
か る た (百人一首)	60歳以上	1チーム5人以内 (選手3、登録選手5以内) 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
健康マージャン	同 上	1チーム4人 各道府県・政令指定都市：1チーム、都：2チーム	同 上	同 上
美 術 展	同 上	・日本画の部 ・写真の部 ・洋画の部 ・彫刻の部 ・書の部 ・工芸の部	無 料	同 上

* 石川県の募集チーム数等は別途定める。

3 参加申込

平成22年5月17日(月)から6月18日(金)の期間に、各都道府県・政令指定都市の所管部局若しくは明るい長寿社会づくり推進機構等を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。(別途、開催要領で定める。)

* 俳句の募集句については、平成22年4月1日(木)から5月31日(月)までである。

* 美術展については、平成22年5月10日(月)から6月11日(金)までである。

4 参 考

60歳以上：昭和26(1951)年4月1日以前に生まれた人